

様式第 6 号(第 2 条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

平戸市長 様

郵便番号	〒 8 5 9 - 5 1
住 所	平戸市 町 番地
氏 名	
電話番号	2 2 -

平戸市個人情報保護条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

開示請求する 個人情報の名 称又は内容	(請求する個人情報が特定できるように具体的に記入してください。) 平成 年度 試験の面接評価票		
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴	写しの交付(郵送希望 有・無)	
代理人による 請求の場合	本人の住所		
	本人の氏名		
	本人との関係		
請 求 者 確 認		所管課收受印	総務課受付印
代 理 人 確 認			
同 意 書			
所 管 課	電話		

- (注) 1 太線の枠内を記入し、「開示の方法」欄の該当する番号に 印を付けてください。
 2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) 本人請求の場合 本人であることを証明する運転免許証、パスポートなど
 (2) 代理人請求の場合 次の 2 書類
 ア 代理人の運転免許証、パスポートなど
 イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
 3 代理人請求の場合で本人が満 15 歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。

個人情報訂正等請求書

年号 年 月 日

(実施機関名) 様

郵便番号	〒 8 5 9 -
住所	平戸市 町
氏名	
電話番号	- () -

平戸市個人情報保護条例第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

請求の区分	訂正 2 削除 3 目的外利用又は外部提供の中止		
請求に係る個人情報の名称又は内容	(個人情報が特定できるように具体的に記入してください。) 相談記録簿 (年号 年 月 日)		
訂正等の内容及び理由	については、添付書類のとおり「 」が正しく、上記記録簿 ページ 行目の「 」は誤りです。		
代理人による請求の場合	本人の住所		
	本人の氏名		
	本人との関係		
請求者確認		所管課收受印	総務課受付印
代理人確認			
同意書			
訂正証明書類			
所管課	電話		

- (注) 1 太線の枠内を記入し、「請求の区分」欄の該当する番号に 印を付けてください。
 2 請求の際は、次の書類を提出し、又は提示してください。
 (1) 本人請求の場合 本人であることを証明する運転免許証、パスポートなど
 (2) 代理人請求の場合 次の 2 書類
 ア 代理人の運転免許証、パスポートなど
 イ 代理人であることを証明する戸籍謄抄本など
 3 代理人請求の場合で本人が満 15 歳以上の未成年者のときは、上記書類のほか、本人の同意書も提出してください。
 4 訂正請求の場合は、訂正の内容が事実であることを証明する書類等を提出し、又は提示してください。

委任状

年号 年 月 日

平戸市長 様

郵便番号	〒 8 5 9 -
住 所	平戸市 町
氏 名	印
電話番号	

私に関する個人情報の開示請求について、次の者を代理人に選任し、その権限を委任したので届け出ます。

代理請求する理由	病院入院中につき市役所へ行くことができないため	
代 理 人	郵便番号	〒 8 5 9 -
	住 所	平戸市 町
	氏 名	
	電話番号	
	本人との関係	妻

同意書

年号 年 月 日

平戸市長 様

郵便番号	〒859 -
住所	平戸市 町
氏名	印
生年月日・年齢	年号 年 月 日・15歳
電話番号	

私に関する個人情報の開示請求について、次の法定代理人による請求について同意します。

代理請求する理由		病院入院中につき市役所へ行くことができないため
代理人	郵便番号	〒 8 5 9 -
	住所	平戸市 町
	氏名	
	電話番号	
	本人との関係	父

個人情報の開示を請求された方へ

平戸市総務課行政班

0950-22-4111 内線 2312 ~ 2315

1 開示・不開示の決定

個人情報の開示・不開示は、開示請求を受け付けた日から起算して 15 日以内に決定し、書面によりお知らせします。ただし、次のような場合には、決定期限を延長することがあり、その場合、延長する期限と理由を書面によりお知らせします。

- (1) 開示請求があった個人情報が大量又は内容が複雑であるため、期限までに個人情報を検索し、開示決定等を行うことが困難なとき。
- (2) 開示請求があった個人情報に第三者に関する情報が記録されているため、第三者に意見書提出の機会を付与する必要があるため、その意見の聴取に期日を要し、期限までに開示決定等を行うことが困難なとき。
- (3) 裁判や国、県等の検査、監察などのため、開示請求があった個人情報を国等の機関に提出しており、期限までに開示決定等を行うことが困難なとき。
- (4) 天災、事故等のため、期限までに個人情報を検索し、開示決定等を行うことが困難なとき。
- (5) 期限内に年末年始の休日等長期間執務を行わない日があるとき、その他合理的な理由により期限までに開示決定等を行うことが困難なとき。

2 開示の場合

開示の場合は、あらかじめご都合をお伺いしてから、開示の日時を書面によりお知らせします。

3 開示に係る費用

- (1) 手数料は無料です。ただし、写しの交付を希望する場合のコピー代や写しの郵送を希望される場合の郵送料は、実費を負担していただきます。
コピー代 普通紙 A3 判以下 1 面 10 円・その他は実費
- (2) 写しの郵送を希望される場合、開示に係る費用は、事前に郵送等により納入していただきます。

4 不開示の場合

不開示の場合は、理由を記載した書面によりお知らせします。

個人情報を見たり聞いたりする方へ

平戸市総務課行政班

0950-22-4111 内線 2312 ~ 2315

1 注意事項

- (1) 個人情報の見たり聞いたりは、指定された場所をお願いします。指定された場所以外に個人情報を持ち出さないでください。
- (2) 個人情報を破損したり、汚したりしないでください。
- (3) 前記(1)又は(2)に違反した場合は、見たり聞いたりを中止させていただくことがあります。
- (4) 見たり聞いたりが終わったときは、速やかに職員に申し出てください。
- (5) 見たり聞いたりができる時間は、午後5時までです。

2 再開示の申出

見たり聞いたりをして個人情報の写しが必要になったり、もう一度見たり聞いたりを希望される場合は、本日から30日以内であれば、再開示を申し出ることができます。

個人情報の訂正等を請求された方へ

平戸市総務課行政班

0950-22-4111 内線 2312 ~ 2315

1 訂正等の決定

個人情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「訂正等」という。）は、訂正等の請求を受け付けた日から起算して 15 日以内に決定し、書面によりお知らせします。

2 訂正等の決定期限の延長

1にかかわらず、次のような場合には、決定期限を延長することがあり、その場合、延長する期限と理由を書面によりお知らせします。

- (1) 訂正等の請求があった個人情報大量又は内容が複雑であるため、期限までに個人情報を検索し、訂正等の決定をすることが困難なとき。
- (2) 裁判や国、県等の検査、監察などのため、訂正等の請求があった個人情報を国等の機関に提出しており、期限までに訂正等の決定をすることが困難なとき。
- (3) 天災、事故等のため、期限までに調査し、訂正等の決定をすることが困難なとき。
- (4) 期限内に年末年始の休日等長期間執務を行わない日があるとき、その他合理的な理由により期限までに訂正等の決定をすることが困難なとき。

3 訂正等に係る費用

手数料は無料です。